

## 越前ネクストクラフト事業に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の目的

本事業は、市内及び丹南地域の伝統工芸とその作り手に焦点を当て、エンドユーザー等との交流の場を創出し、産地のPRやブランド力向上、商品開発・改良のための情報収集、中心市街地の活性化に資することを目的とする。また、次世代を担う人材育成や、作り手とユーザーの直接的な接点づくりを通じ、販路拡大と産地の持続的発展を図る。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務の名称

令和8年度クラフトフェス開催業務

#### (2) 業務内容

別紙「越前ネクストクラフト事業に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### (4) 契約上限額

下記①、②、③の合計額を契約上限とする

##### ① 越前市補助金

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、当該補助金のうち400,000円は実行委員会の運営に必要な事務局経費として見込んでおり、本業務に係る委託費の算定にあたっては、当該事務局経費を除いた額を対象とする。

##### ② 出展者出展料

企画提案の中で、出展料及び出展者数を想定し、算出した額（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、実際の出展料については、受託候補者の特定後、実行委員会と協議の上、確定する。

##### ③ 越前ものづくりの里プロジェクト協議会委託料

1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### (5) 契約条件

受託候補者を特定した場合は、再度見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、随意契約を締結するものとする。ただし、契約金額は、受託候補者が提出した参考見積書の金額を上限とする。

#### (6) 前払金

有。ただし、実行委員会と受託者で支払い時期及び支払額を協議の上決定する。

#### (7) 変更契約

以下の事象が発生した際、契約変更が必要となる場合は、変更契約を締結する。

- (1) 出展者が決定し、出展料収入額が確定したとき。
- (2) 当初見積書に記載された各経費の額や配分が変更するとき。
- (3) 当初見積書に記載された業務内容に追加・削除を行うとき。
- (4) 上記以外で、必要と判断されるとき。

ただし、上記(2)、(3)については、事前に事務局に報告し、協議をすること。なお、出展者決定後の出展料収入額確定後に算定した契約上限額を上回る変更契約は行わない。

### 3 参加要件

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 参加者は業務の全体を適切に遂行できる事業遂行力及び専門性を有する法人であること。
- (2) 公告日から契約締結までの期間において、福井県及び越前市で指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 令和3年4月1日以降に、本業務と同規模以上の催事を企画運営した実績を有すること。

### 4 質問の受付及び回答

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 提出期限  | 令和8年4月6日（月）午後5時まで（必着）         |
| (2) 提出方法  | 別添の質問書（様式第6号）により、電子メールで提出すること |
| (3) 回答予定日 | 令和8年4月9日（木）                   |
| (4) 回答方法  | 市ホームページに掲載する                  |

### 5 参加表明書の作成要領

- (1) 参加表明に必要な書類及び必要部数

ア 参加表明書（様式第1号） 1部

- イ 会社概要（様式第2号） 1部
- ウ 業務実績調書（様式第3号） 1部
- エ 業務の実施体制（様式第4号） 1部
- オ 国税（法人税及び消費税）及び越前市市税に係る納税証明書（滞納及び未納がないことが確認できるもので、本書提出前1か月以内に発行されたもの）

※越前市市税については、越前市に本社又は営業所がある場合のみ。

- (2) 提出期限 令和8年4月10日（金）午後5時まで（必着）
- (3) 提出場所 越前市産業観光部和紙・打刃物・たんす課内  
クラフトフェス実行委員会事務局
- (4) 提出方法 持参、郵送又は電子メール  
※郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること  
※メールアドレス：kougei@city.echizen.lg.jp  
※電子メールの場合、PDF形式で提出すること。件名は「クラフトフェス参加表明書提出」
- (5) 備考 参加表明書提出後、辞退する場合は「参加辞退届」（様式8）を記入し、持参、郵送又は電子メールで提出すること。なお、参加辞退届提出後はいかなる理由があっても、本プロポーザルへの参加は認めない。

## 6 企画提案書等の提出

別紙仕様書に示す業務内容を踏まえ、本章「(5) 企画提案内容及び提案資料作成」に基づき企画提案書を作成すること。

- (1) 提出書類及び必要部数
  - ア 企画提案書（様式第5号） 1部
  - イ 課題に対する提案（任意様式） 1部
  - ウ 再委託調書（様式第7号）※該当する場合のみ 1部
  - エ 工程表（任意様式） 1部
  - オ 参考見積書（任意様式） 1部
    - ① 区分ごとに数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠がわかるように記載すること。
    - ② 消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。
- カ その他
  - ① 提案書の制作および提出に係る一切の費用は提案者の負担とする。
  - ② 企画提案資料には、社名、ロゴマーク等の識別情報を記載しないこと。
- (2) 提出期限 令和8年4月20日（月）午後5時まで（必着）

- (3) 提出場所 越前市産業観光部和紙・打刃物・たんす課内  
クラフトフェス実行委員会事務局
- (4) 提出方法 持参、郵送又は電子メール  
※郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること  
※メールアドレス：kougei@city.echizen.lg.jp  
※電子メールの場合、PDF形式で提出すること。件名は「クラフトフェス提案書提出」
- (5) 企画提案内容及び提案資料作成  
契約上限額の範囲内で、業務内容を踏まえ、自社及び再委託等で実現可能な企画内容及び運営方法を提案すること。  
なお、提案資料にすべての業務について詳細に記載する必要はないが、仕様書「6 開催内容」にかかる内容は必ず含めること。

## 7 プレゼンテーションの実施

企画提案書等を基に、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリング（以下、「プレゼンテーション等」という。）を実施する。

- (1) 原則として各者20分のプレゼンテーション及び10分のヒアリングとし、順次個別に行う。応募状況により、プレゼンテーション等の時間は変更する場合がある。
  - (2) 出席者は主たる担当者を含め3名以内とする。
  - (3) 説明者はプレゼンテーション会場で説明を行うものとする。その際、プレゼン資料を画面に投影することを認める。ただし、投影する資料は企画提案書の内容を逸脱しないこと。なお、スクリーン、プロジェクタ、HDMIケーブルは当方で用意する。
  - (4) プレゼンテーションは、本業務の責任者及び担当者が行うこと。
  - (5) プレゼンテーションの内容は提出された企画提案書に基づくものとし、資料の追加配布は認めない。
  - (6) プレゼンテーションでの説明内容については、以下の内容を必ず説明すること
- ア イベント企画に関する事項
- ① 企画内容（開催内容に関する内容）
  - ② 会場レイアウト案（開催場所全体及び各エリア内）
  - ③ 開催時間案
- イ イベント運営に関する事項
- ① 実施体制
  - ② スケジュール案
  - ③ 別紙4、別紙5を踏まえた改善提案（※ある場合）

#### ウ 事業費に関する事項

- ① 想定出展者数（各区分）及び想定出展料（出展料区分についての案も含む）
- ② 想定出展者数（出展料）を踏まえた見積額（見積書）

(7)参加者が1者であった場合でも、提案書等の審査を行い、一定の評価基準に達し、  
適当と判断した場合は、その旨を実行委員長に報告する。実行委員長は、選定委員  
会からの報告をもとに、その事業者を受託候補者として選定するかを決定する。

### 8 審査方法

プロポーザルの審査は、次のとおりとする。

#### (1) 第1次審査（書類審査）

複数の参加表明があり、全業者のプレゼンテーション等の実施が困難であると判断  
される場合は、参加要件を満たす者の中から、提出書類（参加表明書）を審査し、一  
定基準に達し、かつ効果が期待できる業者を選定する。

#### (2) 第2次審査（プレゼンテーションによる最終審査）

第1次審査により選定された参加者に対し、企画提案書をもとにプレゼンテーショ  
ン等を実施し、評価基準に基づき、最も優れている提案を特定する。

実施予定日：令和8年4月23日（木）

#### (3) 審査基準及び配点

次の審査基準に基づき、合計50点で審査する。

区分	審査項目	審査内容	配点
業務実績・実施体制 (第1次審査) (第2次審査)	専門技術力	・本事業を遂行できる高い専門性を有している。 ・同種又は類似業務の実績があるか。	5
企画提案内容 (第2次審査)	企画内容	・市内伝統産業の認知度やブランド力向上、 販路拡大に繋がる企画内容となっているか。 ・十分な安全衛生管理や会場環境が確保さ れ、かつ効果的な会場設定やレイアウトとな っているか。 ・独自性や新規性のある企画内容となってい るか。	20
	周知・広報	・適切な媒体が用いられ、出展者募集や集客 に効果がある広報となっているか。	5
	運営	・円滑な運営や質の高いイベントとするため の実施体制やスケジュールとなっているか。	10
	参考見積	・コストパフォーマンスに優れているか。 ・必要な経費を過不足なく、適正に積算され ているか。	10

合計	50
----	----

※なお、合格基準点を30点とし、評価基準の合計点が30点以上なければ、受託候補者にはなれない。参加表明者が1者である場合も同様とする。

## 9 審査結果の通知

### (1) 第1次審査

審査結果を書面及び電子メールにより通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びプレゼンテーションを実施する旨を通知する。

### (2) 第2次審査

審査結果を書面及び電子メールにより通知する。

## 10 契約の締結

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合、受託候補者として特定された者から再度見積書（内訳明記）を徴収し、予定価格の範囲内であれば、随意契約を締結するものとする。ただし、契約金額は、受託候補者が提出した参考見積書の金額を上限とする。随意契約に係る協議の際に本実行委員会の指示による内容変更が生じた場合はこの限りではない。なお、受託候補者と契約条件に合意が得られない場合、次点候補者と契約に係る協議を行うものとする。

### 11 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

#### (1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア プレゼンテーションに出席しなかったとき

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき

#### (2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき

ウ 虚偽の記載があるとき

エ 参考見積書に記載する提案価格に消費税及び地方消費税を加えた額が契約上限額を超過したとき

### 12 その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。

- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 業務の実施体制に記載した再委託先は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、実行委員会と協議の上、変更の可否を決定するものとする。

### 1 3 日程

公告	令和8年4月1日(水)
質問受付期限	令和8年4月6日(月)午後5時まで
質問回答	令和8年4月9日(木)
参加表明書受付期限	令和8年4月10日(金)午後5時まで
第1次審査	令和8年4月13日(月)
第1次審査結果通知	令和8年4月14日(火)
企画提案書等受付期限	令和8年4月20日(月)午後5時まで
第2次審査	令和8年4月23日(木)(予定)
第2次審査結果通知	令和8年4月27日(月)(予定)
契約締結	令和8年4月下旬(予定)
業務開始	令和8年4月下旬(予定)

### 1 4 担当部署(提出・問い合わせ先)

〒915-8530 越前市府中一丁目13番7号  
越前市役所産業観光部和紙・打刃物・たんす課内クラフトフェス実行委員会事務局  
TEL 0778-42-5289  
FAX 0778-22-5167  
電子メール kougei@city.echizen.lg.jp